

「再資源化事業等高度化法」の研修会①_法律概要説明 (音声テキスト)

【講義】説明者：環境省 環境再生・資源循環局資源循環課

ただいまご紹介預かりました、環境省資源循環課高橋と申します。

本年度からですね埼玉県庁から出向しております、高度化法の担当者させていただいております。

昨年度はですね今日開催側であります資源循環推進課に所属しておりましたので、お会いした方も多々いらっしゃる中だと思うんですけど、よろしくお願ひします。私から、私の方からですね高度化法の概要とその運用についてご説明させていただければと思います。

今回配布したスライド全般がですね、循環経済サーキュラーエコノミーの内容を多分に含ませてもらっているんですけど、今日ご参加の皆様、そもそもですね、サーキュラーエコノミー推進分科会にご所属の方かと思われますので、大部分この部分は割愛させていただいてですね、説明を明示させていただければと思います。

今ですね国としてはですね昨年度からですね今歴代の首相が映っておりますけど、循環経済の移行をですね、国家戦略と位置付けて進めていこうという流れになっております。

政策パッケージを作つてですね様々な面で取り組んでいこうという内容なんんですけど、その中の1つですね、高度化法も組み込まれております。

ちょっとご案内なんですけど、資源循環自治体フォーラムというのを開催させてもらっています。

実はですねこれは昨年度埼玉県で実施しました、3R推進全国大会をですね、開催させてもらってるんですけど、第1回がですね、大阪で今年の9月に開催されまして、その後ですね、地域での分科会っていうのを開催する予定になっております。

関東ブロックがですね、ちょっと先なんですけど、今年のですね1月29日に川崎市になってしまいますが、関東ブロックでのですね自治体フォーラムを開催させていただく予定です。

ですので、ちょっと詳細はホームページ準備中なんですけど、もうすでに始まってる札幌ブロックとか、もうすでにページが作られてますので、もしご興味ある方はぜひ関東ブロック別のですので資源循環地帯フォーラムご参加いただければなと思います。

そしたら早速ですけど高度化法の概要に説明させていただければと思います。

この学校についてはですね、これまでの廃棄物行政は適正処理を力点に置いてですね、再生材の供給等の部分について法的にケアをしてこない法律が多々ございました。

一方で先ほどご説明させてもらった通り、国としてもですね、資源循環循環経済の移行を国家的に進めていこうという形をとった中で、既存法ではやっぱり限界がある部分、なんかあるなと思いまして、新法を作らせてもらってる次第です。冒頭課長の方からもご説明いただいたんですけど、先月のですね、11月21日より全面施行させていただいております。

法律施行令、施行規則、それに附属する告示等、11月21日から施行させてもらっております。

本法の目的はいくつかあるんですけど1つとしてはですね、製造業が求める量と質の再生材を安定供給することなどが、挙げられます。

こちらの高度化法の概要を示した図なんですが、この後詳しく説明させていただきますが、高度化法ですね、大臣認定3つのスキームを想定しておりまして、俗説的に類型一番2番3番と呼んでおります。

類型1ですね、こういう数製品の製造から消費者が渡って収集して、再資源化して再生材を供給するっていうこういう包括的なスキームの認定になっておりまして、今までの廃棄物処理法ですかね、自動車リサイクル法、容器リサイクル法とかだと、この消費者に回収してから再資源化するまでをスキームの認定の対象にさせてもらつたんですけど、類型1はですね、安定的な再生材の供給という側面がございますので、この供給までもですね、審査の範囲、認定の範囲に入れるという特徴がございます。類型1番はですね、収集運搬の許可不要ですか中間処分の許可不要など、様々な幅広な許可不要規定が、廃掃法の許可不要規定が準備されております。

類型2番、類型3番はですねこの全体的なスキームの中での再資源化という部分に注目したスキームになっておりまして、高度化法っていう名前で高度とは何かってよく聞かれることがあるんですけど、類型2番はですね、技術の高度化を目指した認定、類型3番はですね既存のすでに事業やられてる事業者さん、中間産業廃棄物ですか一般廃棄物の処分業者さんに対して、さらなる工程での高度化を支援するような策とさせていただいております。

各日程の骨子詳しい話を後程させていただきます。

こちらがですね高度化法の全体の概要となっております。高度化法は大臣認定ばかりがですね、ちょっと目立つ部分あるんですけど、実はいろんな側面を持っておりまして、大きく分けますとここに書いてある3つございます。

基本方針の策定、業界全体の底上げとして、再資源化の促進、そちらのトップランナーの創出引き上げとして、再資源化事業等の高度化の促進がございます。

大臣認定はこの一番下ですね、引き上げの側面再資源化事業等の高度化の促進がこれに当たるかなと思いますし、重ねての説明なってしまいますが3つの2類型について環境大臣、国が直接認定し、事業創出をねらっていくという形があります。

本日はですねこの基本方針、再資源化の促進、高度化の促進、この上から下におりる順番で説明させていただければと思うんですけど、こういう3本柱をもってですね、全体として脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生経済安全保障への貢献など、循環経済を達成することによって、環境だけではなくてですね経済面ですか地方創生面の多角的な面で同時解決を練るっていうのを法のねらいとしてしております。

まず基本方針から説明させていただければと思います。

法律の目的として、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上など、これらを図ることによって、温室効果ガスの削減ですかね、高い資源循環効果の促進を図るというのを目的としております。高度化法の2つの数値的目標としてですね、温室効果ガス二酸化炭素を減らすっていうのと、資源循環の促進、再生材を安定的に供給するっていう、2面を持ってですね、全体の構成となっております。

これらのですね、事業を図るため、再資源化のための廃棄物の収集運搬とか処分

の事業を高度化する措置を基本方針ですとか、判断基準とかで措置していくって形になっております。

これ基本方針なんんですけど、ちょっといろいろ書いてあるんですけど、国の方でですね、すでにある既存の計画、地球温暖化の計画ですとか、循環型社会推進計画基本計画、いくつかあるんですけど、それらと整合性を取った上で基本方針を策定しております。

ちょっと本日はですね、ここの部分ボリュームがかなり多いので、一部割愛させていただきますけど、国全体としての方向性ですとか、そういったことを書かさせてもらっております。

今日基本方針の中で詳しい説明させていただきたいのはこちらですね、5つの主体に分けてですね、基本方針、何をしていくべきかどういうふうで考えていくべきかっていうのを書かせてもらっています。

高度化法においてはですね、5つの主体をですね、国、地方公共団体、廃棄物処分業者、事業者、こちらの方が製造事業者とか排出事業者とかを指します。

国民消費者といった5つの分類でさせてもらっています。

今日ご参加いただいた方はいろいろな属性の方ご参加いただいたと思うんですけど、一部だけ説明させていただきますが、例えば、廃棄物処分業者においては、循環資源の積極的な回収、これ資源になりうる廃棄物の積極的な回収ですか、再生材を自らがどれぐらい作れるかの率の把握ですとか、情報の開示などが基本方針でうたわれてる形になっております。

ここはちょっと何ていうか、全体的な1種類を示すって形なんで具体性があまり想像しにくい形になってるんですけども、実際の具体的な取り組みはこの後の判断基準手続きをセクションあるんですけどそちらで説明させていただきます。基本方針の中ではですね、先ほどお伝えさせていただいた計画ものと数値を合わせる形でですね数値目標というのを作っております。

循環利用率いわゆるリサイクル率ですか、国民1人当たり天然資源をどれくらい消費するかとか、最終処分を減らそうとか、二酸化炭素等の温室効果ガスを減らそうとか、こういった数値的な目標に加えてレアメタルはこういう目標立てよとか、プラスチックはこういう目標活用みたいな、これ全体的な国が向かうべき姿を基本方針の中で定めているとなっております。

資源循環に関する基本方針なんんですけど、やっぱり昨今の資源循環を取り巻く環境はですね、時代によってかなりもう今年来年も去年数年前と今年で大きく変わってきたりですとか、かなり動きが早い形になっておりまして、こちらの方の基本方針の中でもですね、定期的にですね、見直すっていうことがうたってあります。

先ほどまでは全体的な方針の説明とか、向かうべきある姿って形だったんですけど、ここはですね、廃棄物処分業者の判断の基準本当に取り組むべき具体例で取り組んでいただきたい具体例と、高度化法ができたことによって新たに義務づけられた報告制度について説明させていただければと思います。

やはり資源循環経済の促進のためのためにはですね、メインプレイヤーの1人であります廃棄物処分業者の方々に対してやっぱりケアが必要と考えております。

一方でなかなかですね、循環経済の推進、資源循環っていう考え方がここ数年で特に謳われるようになってきたということもあってですね、何から取り組んでいくべきかがやっぱりわかりづらいという側面もあったかなと思います。

そのためですね、今回判断基準という形で具体的にどういったものに取り組むこ

とが有効なのかというのをリスト化したものになっております。

左側がですね、考えるべきですか取り組むべき事項のリスト、右側がですね、それらを達成するためには、具体的にどういったアクションが考えられるか例示になっております。

例えますね、需要に応じた再生材の企画と量の把握をすることで、より高度な事業を進めていくっていう項目に対して、具体的に何をアクションすればいいのかって形ですと、再生材の性状に関する JIS 規格、標準的な規格があるんであれば、そういうものを参照してみてくださいとか、先ほど説明させてもらった自治体のプラットフォームとか、今日もまさにそうだと思うんですけど、自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームにご参加いただいて、情報を収集してください。

またそもそもですね、既存の事業でどれくらい再生材が作れるのか、どれくらいの率で作れるのかっていうのを把握してみてくださいというのを述べております。いろんな側面で項目立てしております、再生産性の向上させるための技術を有する設備など、より高品質な設備を導入するためにはですね、やっぱり技術動向を把握したりですか、設備導入の検討を進めていただく、脱炭素という側面もありますので、省エネ型の設備の改良ですね、先ほどの技術と似たような側面もあるかもしれないんですけど、まず再資源化工程を効率化する設備の導入を検討いただくとか、集約化していただく基準を整理してもらうのが考えられます。

また、やっぱり何かに向かって進めていくっていう方向性を定めたほうがいいと思いますので、目標設定が大事ですよとか、人材育成、あまり今まで廃棄物処理法の中で人材育成って側面なかったかと思うんですけど、高度化法においては人材育成の側面を持ってですね、進めていくというのがあります。

判断基準っていくつかある中で、最後ですね、再資源化の実施状況の公表というのがあります。

今までですね電子マニフェスト制度があってですね、トレーサビリティ廃棄物の動きを管理しようという制度があったんですけど、さらにそこでですね再資源化リサイクル率等に注目した公表制度はですね、プラットフォームとしては存在しなかった形になりました。なので、動脈側の製造事業者さん排出事業者さんもですね、リサイクル先、委託したい業者さんを探すにあたって、何を参考にすればいいかとかですね、お互いがマッチングできる機会が、なかなか作られていないっていう状況がございましたので、国の方で整える面もあるんですけど、再資源化の実施状況の公表を進めていきたいというのがございます。

今までですね、この最新化実施状況の公表については相談義務化はなかったんですけど、この高度化法の施行にあたってですね、一定以上の規模の業者さんについては、この情報の公表が義務化されることになりました。

提案は一定以上のその線引なんですが、2つ線の引き方があります、どちらか、ないしはどちらも該当すると、その事業者さん、高度化法など特定産業廃棄物処分業者と呼ばさせてもらってるんですけど、数量ですね、線引きさせてもらっています。

1つはですね、1年間はこれ年度なんですが1年間での法人としての産業廃棄物の処理量が1万トン以上か、または、この1年間での廃プラスチックの数量が1500トン4日、全体で1万トンか廃プラで1500tか、これ以上の処理を実施されてる事業者さんについては、来年度からですね新たに情報の公開とか公表かつ基準化されるようになりました。

具体的なその報告の仕方なんですが、特定産業廃棄物処分業者、年間1万トン

ないし廃プラ 1500 トン以上処理される事業所さんについては、毎年 6 月 30 日までなんで初回報告は、令和 8 年ですね、6 月 30 日までに令和 7 年度分の情報を国に報告してもらうという形になっております。

報告いただく事項は、処分を行った数量ですか、再資源化を実施した数量を報告いただくことになっております。

また報告いただいた内容は、国が公表するって形になっております。

この公表制度をですね、単なる数字の公表で終わらせたくないっていう側面を国の中でありまして、この公表を通じてですね、動静脈のマッチング、逆に言うと動脈側さんがこれらの情報を見て業者さんを探せる場にしたいという考え方ございます。

なので逆にですね、特定産業廃棄物処分業者に該当しない 1 万トン以上処理しないけど、我々自ら公表したいですっていう業者さんの報告も受けられる規定になっておりまして、任意ですね、自分たちは再資源化に強く取り組んでるから、その数字を公表してですね、動脈側へのですねアプローチにつなげたいみたいな、そういう側面を持った業者さんも受け付け可能となっております。

なおですね、令和 7 年度分の報告で令和 8 年 6 月 30 日までの報告はですね、初年度報告になりますので、報告内容等も含めてですね柔軟な運用を予定しております。

追いかける数字は必ずしも報告し切らなくてもいいみたいな検討をしてるんですけど、ちょっと具体的にまだ中で決めきれてないので、この柔軟な運用っていうのちょっと今のところ濁させてもらってますが、あまり事業者さんのですね負担になり過ぎない形で、報告をいただこうかなと思っております。

これは報告のイメージなんですが、左側が義務的に報告いただくこと、右側がですね任意に報告いただく事項となっております。

どういった業者が報告できるかを数字で切ってるっていう側面もあってですね、やっぱ焼却をメインにやってる業者さんとかが、数値上なんか不利に見えてしまうっていう側面もございます。

やっぱ社会的に焼却の実施がですねゼロにするっていうのは非常に困難なことなんで、社会事業として当然存在してる事業かと思うんですけど、こういった公表をですね、この左側だけの数字だけでやってしまうとやっぱ間違ったメッセージ性が生まれてしまう可能性もあるかなと思います。

リサイクルしやすいものだけを取り扱ってる業者さんが、数字上はいたずらに高く見て、本来そのリサイクルを困難なものにチャレンジして、パーセンテージには低いんだけど、普通だったらゼロだったところを 10% 20% リサイクルできてるみたいな、そういう難しい分野に取り組んでる業者さんが低く見えてしまうっていうデメリットな側面もあるかなと思ってまして。

そういうところの解消、緩和を目的として、右側に任意項目をつける予定となっております。

例えば再生材の中でもですね、PP をメインにやってますよとか、がれき類だとか骨材代替としてやってますよで焼却についてもですね、再資源化の不適物のみを焼却してるとか、そもそもリサイクルが難しいものをターゲットにしてますよとか、こういった形で数字だけじゃない公表の仕方も考えておりまして、マッチングという側面がですね、有効的に、効率的に回るような基盤の整備を想定しております。

今のところ報告の仕方はシステムを使った電子報告が紙での報告どちらか選択していただいて報告をいただこうかなと思っております。

これから先がですね、一番注目されております3つの大臣認定のスキームとなつております。

これ何度か登場しておりますけど、今回高度化法によって3つのスキームを認定することができるようになりました。

1つ目がですね、これ類型1番って呼んでるんですけど、高度再資源化事業、2つ目が高度分離・回収事業、3つ目がですね再資源化工程の高度化と呼ばさせてもらっています。

これらの認定によってですねいろいろな産業廃棄物の許可が不要になつたりですか、今まで廃掃法の中でうまく対応し切れなかつた運用の柔軟化とか様々な側面を入れております。

片面での説明をしますけど類型1番でしたら、廃棄物の収集中間処分、再生材の供給というのを包括的に認定するスキームになつていて、収集運搬の許可がですね、今まで難しかつた一般廃棄物も含めて、許可が不要なようになつたりとか、再資源化の工程でしたら、今まで、高度化法の中、廃掃法の世界ではうまく処理できなかつた太陽光パネルの熱分解とか、こういった既存の廃掃法等の受け皿では受けきれなかつたような事業も高度化法であれば受け入れる、認定を取り得るっていう形にさせてもらつております。

まず1つ目ですね、類型1番高度再資源化事業についてご説明させていただければと思います。

制度趣旨としましては、廃棄物の合理的な収集運搬、再資源化いわゆる中間処分ですね、再資源化と安定的な再生材の供給を国が一括認定します。

これらによつてですね、一般廃棄物、産業廃棄物両方の収集運搬中間処分の業務が不要になつたり、他の法律だとほとんどカバーしきれてないですね、廃棄物処理施設の15条許可とか産廃施設許可とか言われたりしますけど、こちらも産廃一廃をですね、廃棄物処理施設の設置について許可が不要になります。

加えてですね廃掃法では原則禁止としている再委託、排出事業者さんから見て再委託が可能となつております、例えばグループ企業として廃棄物処理業をやられてる業者さんですと、今まで親会社が受けて子会社に委託するみたいな形のスキームは許されてなかつたんですけど、高度化法でしたら、受けた後、1度だけをもう1回委託することが可能になりますので、孫請け、再々委託はできないんですけど、一次委託まででしたら可能となりました。

これなぜかというと、高度化法の事業のねらいとして、広域的な収集効率的な収集をねらいとしておりまして、やっぱり1社ですべての事業を完結させるのはなかなか難しいという面があると思いましたので、そういう事業が連携しやすいようにですね、再委託を可能としております。

また廃棄物処理施設の設置の許可を不要にすることによって、今までの他のリサイクル法ですと、やっぱり既存の事業者さんしか使えない、すでに廃掃法の許可を持った上で、追加で認定を取るみたいな新規事業を創出するっていう側面が弱かったですけど、この廃棄物処理施設の許可についても高度化法で飲めることにしたりしたことによって、本当に更地の上に新しい施設を作るような、新規の事業もですね、認定の対象になりうることになりました。

また既存法ではですね、廃棄物処理法では柔軟な対応が難しかつたですね、トレーサビリティの確保、マニフェスト運用ですか再委託情報の管理とかもですね、DXを活用した手続き、スマート化を対応する形しております、一定の措置をしていただければですね、廃掃法より緩和的な対応で国も認めるといった側面を持っております。

対象となる事業はですね、やっぱり動静脈連携が肝ですので、再生材の質と量を安定的に供給できる事業、やっぱまた国内法ですので、日本の資源循環を促進したいっていう側面がございますので、海外輸出を絶対に禁止するっていうわけではないんですけど、事業全体としてですね、日本の資源循環に資する事業でないと駄目ですとか、今まで廃掃法でんまりなかったんですけど、地域との調和ですか、地域振興地域発展に資する事業を認定の対象となりうる形になっております。

廃棄物処理法の許可不要とくくり同じ話なってしまって恐縮ですが一般廃棄物産業廃棄物の収集運搬処分業の許可不要特例に加えて、一般廃棄物産業廃棄物の処理施設の設置許可の不要特例が受けられる、加えて廃棄物処理法では原則禁止とされている再委託が可能となります。

DXを活用した手続きのスリム化なんですが、再委託者、流動性が高い業界かなと思ってまして、廃棄物処理法の許可を持ってる収集運搬許可業者さんもそうですし、どちらかというと動脈側の物流、本当に一般物流の方々をですね、このスキームの中に盛り込みたいってなったとしても、やっぱり本当に1週単位とか日単位でメンバーが変わってくるっていう流動性が高い事業かなと思ってまして、その部分を特段ケアしないとですね、毎回事前の審査を受けないと追加できないうちに仕組みにしてしまいますと、現場ももっと早いスピードで動いてるのに、我々の認定が律速となって、事業のスピーディーさを実現できないっていうのはやっぱり避けるべきかなと思いましたので、一定の措置を講じていただければですね、こういう再委託受託者の管理もですね、事後の届出でいいですか、今義務化されてる収集運搬車両への番号の表示、車体の側面に許可番号を必ず記載いただくことになっておりますけど、ここもですね常時且つ即時のトレーサビリティはない。

これイメージとしては、本当に宅急便を頼むときに、自らの携帯に運搬中ですよと書きましたよとか、すぐ通知が来ると思うんですけど、そういった一般物流レベルのトレーサビリティを確保していただければですね、車両への車体義務表示義務を緩和したりですとか、1歩踏み込んだ取り組みをしていただければ、今までになかった緩和を受けられるという、段階的なスリム化を準備しております。対象となる事業は、これもすいません重ねての説明で恐縮ですけど、再生製品等の原材料を代替する質と量の再生材を安定して供給する事業、類型1の対象事業としてですねリサイクルしてれば何でも認定がとれるかっていうとそうではなくてですね、動静脈連携を謳っておりますので、動脈側製造業者側が必要としている再生材を、供給する事業にメインで認定しようかなと思っております。

プライマリー材のバージン材の代替となるような再生材を作る事業をメインとしている場合は認定可能と考えておりますので、例えば再生骨材だけを作る事業とかですと道路の製造とかで1回使ってそっから再度利用されることがないみたいな、リサイクルはされてるけど循環しないっていう事業もあるかなと思うんですけど。そこをメインにするような事業は高度化法では認定できないっていうようにしております。

また国内の資源循環に資する事業とか地域調査ですね、地域調和についてはですね具体的な手法を我々で指定する予定はないんですけど、周辺住民に対して説明会を実施されてるですか、地域のですね業者さんを再委託受託者として入れてもらうとか、そういった地元連携とかもしていただく必要がございます。

申請にあたってはですね、いくつかとか書類を出していただく必要がありますけど、例えばですね、動静脈連携を確実にできますっていうのを確認するためにで

すね、動脈側との連携が確認できる書類、ベストは売買契約書かと思いますけどそこなかなか難しいと思いますので、お互いがですね事業のすり合わせを行って、こういう事実を使ってですね供給しますみたいなそういうお互いのコミュニケーションがわかるような資料を付けてもらうですとか、トレーサビリティが取れてる事業を事業認定するという形になっております。

トレーサビリティなんんですけど、既存の廃棄物処理法の中すでにマニフェスト制度が広く周知されていて皆さん運用いただいているところかと思いますが、マニフェスト制度はですね、廃棄物を収集してから中間処分するまで再資源化するまでの情報を把握するスキームとしては、非常に広く世間一般に浸透してるかと思うんですけど、高度化法のですね、特徴として動静脈連携再生材の供給までを追って欲しい、トレーサビリティを取って欲しいという気持ちがありますので、類型Iの申請をする場合はですね、既存のマニフェスト制度に対してプラスアルファ、再生材の供給についても、マニフェストと同様の情報を記録してもらったり情報を追ってもらう必要がございますので、既存の業者さんがですね、類型Iを取りたいってなった場合は今マニフェスト制度しか運用してないっていう場合はですね、当然再生材を売却するときに伝票切って売買伝票とかもこういう伝票は絶対切ってると思いますので、そことの突合もしていただく必要がございます。この目的がですね温室効果ガスの削減とか資源循環効果両方の活性を求めてますので、それらの指標設定が必要となります。こちらちょっと後日させていただきます。

高度化法とですね廃掃法の違いをちょっと先ほど口頭で進めてもらうようにさせてもらいましたが、概要として比較したものがこういった表になっております。廃棄物処理法だと事業内容の基準ってのはあまりないと思うんですけど再生材ができるないと駄目とか、埋め立てがゼロじゃないと駄目とか、そういう事業内容の基準は存在しないと思うんですけど、高度化法においては、トレーサビリティの確保ですか再生材の供給が求められる部分がございます。

一方でですね生活環境保全上の指標の防止は当然に高度化法でも達成しないといけないっていうところがございますので、幾つかの基準については廃掃法をそのまま適用したり同等の基準を置いたりしております。類型Iのもう1つの特徴としてですねこの廃棄物の処理基準を産廃についてはオリジナルの規定をしてるってどこがございまして、今廃棄物処理法の運用だと廃棄物の保管期間、概ね14日とか7日とか長期間保管できない規制になってるんですけど、類型Iの目標がですね目的がですね再生材の安定供給ということですので、やっぱり世間のですねそういう供給の波とかに対応できなくちゃいけないっていう側面があるので、保管条件等を撤廃するなど、再生材の供給のために、既存法では対応が難しかった部分を緩和するなどしております。

次は類型2番になります。

こちらの高度分離回収事業と呼ばさせてもらっておりますが、類型Iがですねいうなれば仕組みの高度化を目的としてると違って類型2番はですね、この技術の高度化をねらったような事業となっております。

再資源化事業の創出が必要な今までなかったけど今後需要がリサイクルの需要が発生する廃棄物について、より高度な技術を用いた事業を認定するというものになっております。

類型1番はですね認定取れる廃棄物にほとんど指定がなくて、家電4品目、いわゆる冷蔵庫とか洗濯機以外は認定の対象になりうるんですけど、類型の2番はで

すね、逆に品目を絞って規定しております。

今回 11 月 21 日の施行段階においては、太陽電池の太陽光パネルとリチウムイオン電池、ニッケル水素蓄電池がこの類型 2 番の認定がとれる対象としております。

こちらはですね、類型 1 番と違って収集運搬の部分を審査範囲としておりませんので、許可の特例がですね、処分業、中間処分業の部分に限定されてたりします。一方で廃棄物処理施設の設置許可の不要の特例は、類型 2 番はですね、対応しております。

今回 11 月の全面施行のタイミングでは、この 3 つの廃棄物が申請可能となっております。

こちらもですね固定化するつもりはなくてですね、今後の時代の潮流等を見ながらですね、適宜追加していくという形になると思います。

どういった事業だったら認定できるかなんんですけど、類型 2 番はですね他の再資源化技術、他のリサイクル技術より 1 歩進んだ技術を認定するというのを想定しております。

例えば太陽光パネルであれば、いろんなリサイクル方法出てきてると思います。ハンマーで破碎するような事業ですとか、ホットナイフと言われるようななんか刃を間に入れてですね、板ガラスとシートを分離する事業とかいろいろな事業がある中で、類型 2 番の対象になるのは、その中でガラスがですね水平リサイクルできるような事業に限って認定するという形を想定しております。

太陽光パネルいろいろな要素に分解できまして、このパネルの枠として使われるアルミフレームの他にですね、この光を受ける受光面はガラスとシートになってたりですとか、いろんな要素とかのパネルの中に入っています。

今既存のリサイクル技術ですと、このシート部分に対する再資源化の仕方リサイクルの仕方は大きく、どの技術を比較しても変わらないと思うんですけど、このガラスについてはですね、かなり技術の発展と同じしょぼい使う技術によって違いがございまして、グラスウールになったり発泡ガラスになったりっていう事業と加えてですね、そのままガラストゥーガラス板ガラスとして水平リサイクルできるような、技術があつたりだと、このガラスのリサイクルの部分を見ると違いは幾つかございます。

太陽光パネルのリサイクル技術いくつかあるんですけど、類型 2 番はですね技術を絞ってはなくてですね板ガラスになれるような事業であれば認定し得るという形になっております。

3 つ目ですね、類型 3 番になります。

こちらの再資源化工程の高度化と呼んでおります。

こちらの事業の類型 1 番と 2 番との大きな違いとしまして類型 1 番と類型 2 番はですね申請者の属性を限定しております。

今まで中間処分やられてた既存のですね廃棄物処理業者さんが申請することもできますし、こういった資源循環産業にチャレンジしてみたい動脈産業製造業者が申請する、そういうたどなたでも事業認定を申請うるんですけど、この類型 3 番はですね、ぜひ、既存の廃棄物処理業者さんがですね使いやすい制度を作ろうという側面があるので、すでに廃棄物処理施設を設置してる業者さんのみが申請できる形となっております。

こちらすでに設置してる廃棄物処理施設、具体的なものと破碎施設とかが当たるかと思いますけど、そういうた設置のですね、リプレイスとか入れ替えをす

る場合は、従前ですと都道府県ですとか政令市の許認可手続きをされしていただく必要があったんですけど、この類型3番の制度を創出することによってですね、これらの都道府県の手続きに代わって、国が認定するといった側面がございます。ただ誰でもできるわけではないんですけど、産廃を処理している場合は優良産廃処分業者のみが申請できるとか、そういう側面がございます。

こちらがですね、各事業で作らなくちゃいけない指標を法の目的が温室効果ガスの削減と資源循環効果つまり再生材の製造を創出するという側面がございますので、各3つの類型についてですねそれぞれ事業者さんが自らですね、指標を設定してもらう、まず目標値を設定してもらうという仕組みにさせていただきました。

高度化法っていう名前がついていて高度の定義って何なんだってよく言われるんですけど、これ高度の考え方は各類型で異なるかなと思っております。

何が高度化をいうにはですね、何かと比較してそれより優れてるから高度っていう必要があるかと思うんですけど、類型1番であれば、全国平均の種類よりすぐれた事業であれば高度と認め、認定しているかなと考えております。

類型2番であればですね、他のリサイクル技術等が廃棄物に関わる通常のリサイクル技術と比較してより高度であれば、類型には認定し得るかなと考えております。

類型3番がちょっと側面違いまして、既存の事業今までやられていた事業に対してより高度な、より良いこう考えられる、または取り組みを進めてる事業者さんですと従前の事業がそもそも、他の会社さんよりグレードが高いっていう場合だと、頑張ってると申請しづらいっていう側面も出てきてしまうので、例えば他の業者さんと同程度の業者さんと比較してより高度である、そういう何かに対して高度のこの何かの部分を各類型で書いておりまして、類型1番であれば全国平均類型2番であれば既存のリサイクル技術類型3番であれば従前の事業内容に比べてより優れてるかどうかで比較させてもらいます。

類型1番と2番はですね温室効果ガスと資源循環効果は両方ともポジティブな方向、温室効果ガスであれば削減できるもの、資源循環であれば供給量増やせるようなもの、こういった形で求めてるんですけど、類型3番はですね、温室効果ガスだけを要件にさせてもらって資源循環効果はゼロでなければ認めるというふうにさせてもらっております。

ここからはですね、実際に申請をした場合国がどう審査するかの話なんんですけど、事前相談ここ任意でお願いしております。

義務化は一切してないので事前相談をしないと申請できないってことは全然ないんですけど、やはり手戻り防止ですとか、実際に着手してから申請して国が認めないってなってしまうと、損失を食うのは事業者さんになってしまいますので、事前相談の実施を推奨しております。

国がですね申請を受け付けて認定の審査を進めていくというフロー図のイメージなんですけど、まず任意に実施していただく事前相談ですとか、それを審査を受けて、中で審査を進めるといった事業を想定しております。

今標準処理期間をですね、120日ギュッと土日休日入れて120日なんんですけど想定しております、申請を受けてから4ヶ月以内は国からお答えを出す予定となっております。

今後に期待されてるこの認定事業の側面としてスピーディーさも求められており

まして、埼玉県も含めてですね、事前協議制度あるかと思うんですけど、全国いろんな場所で国の方ではですねこういうルール的に事前協議制度を作つておりますんで、ちょっとどれぐらい早くできるかは我々の頑張り次第ではあると思うんですけど、地方公共団体で実施してするような、許認可に対してより早く認定が出来るようにしていきたいなと考えております。

国の認定という、何ていうんすかね、1ヶ所で審査するっていう部分に対してメリットデメリットあるかなと思っておりまして、今までではですね各都道府県と折衝をして各都道府県で許可を取るっていう事業者さんの手間を、考えるとですね、国が1回認定すると同じようなスキームを各地で広げられるという審査の削減っていうんですか、一度認定を取ればそれを拡大していくことに対する手間が大分削減されるっていうメリットがあるんですけど、一方で国が認定することによって、どうしても物理的に距離が遠い地域もあるかと思いますので、現地の情報をきちんと把握しづらいっていう側面もございます。

なので今回高度化法の認定についてはですね、自治体間、自治体との情報連携が非常に重要と考えておりますので、これ事前相談のタイミングですとか申請を受けたタイミングとかですね、こういうフェーズフェーズでですね国の方から関係自治体、具体的には事業実施する都道府県ですとか、施設を設置するような市役所にですね、こういう相談が来ましたよですとか、こういう申請が今出ていますよっていう情報を共有する予定となっております。

また、ご申請を受けてから情報を吸収するというようなスキームを考えております。認定後の自治体との連携なんですけどもちょっと廃掃法の違反をどう見るかっていうそういうちょっと細かい部分になってるので、割愛させていただきます。今回ですね新法として11月21日に出したっていうこともあってですね、いきなり世に出すボリュームがかなりでかいという側面がございます改正法ではなくて新法ですので、いろいろですね新しい考え方方が登場して参ります。

そのためですね、認定の手引きですとか、自治体間の連携の手引きですとか、指標の算出、今まで自分の事業に対して温室効果ガスをどれぐらい出てるかとか測ったことないとかそういう場面全然あるかと思うんですけど、そういった資源循環効果、温室効果ガスを自ら計算する場合の算定のガイドラインですとか、様々な手引き、マニュアルを公開しております、今ホームページにはですね、上3つのポツのものは全て公開しておりますので、ぜひご興味あればご覧いただければなと思います。

最後にですね高度化法の施行に合わせた後押し施策になります。

まず財政上の措置ですね、今資源循環分野では3年間で300億以上ですね、国庫負担分に資金を投入する形になっております。

これ高度化法だけじゃなくて他の資源循環分野の補助金も込みでの金額なので、高度化法にすべて300億ついてるわけではないんですけど、幅広い補助金メニューが組まれている状況になっております。

今までですね、あまりなかった考え方として認定を取ると税制優遇の措置が受けられるという側面がございます。

税制で言えば固定資産税と法人税、あと融資にあって定率の融資、融資は時々あると思うんですけど、この税制優遇は結構画期的なやり方かなと思っておりまして、固定資産税の標準価格計算するというような価格を半額として見て計算するですか減価償却における法人税の取り扱いを、本来だったら例えば8年償却とか10年償却とかって、8分割10分割で上げられるような償却を初年度にですね

一気に 35% 分まで特別償却できるですか、税率の計算においてですね、節税効果が期待できるような施策をですねあわせて実施しております。

高度化法の内容はですね、今専用のページとですね専用のコールセンターを設置しております。

ホームページに先ほどご説明させてもらった手引き等すべて公開しておりますし、専用のコールセンターも設置しておりますので、何かご不明な点あればですね、平日 9 時半から 17 時半の間でしたら入っておりますので、電話でもメールでもお問い合わせいただければなと思っております。

先ほど説明の中で登場した指標の算出なんですが、この指標のですね算出はやっぱりハードルの高い事業かなと思っておりまして、なかなか今まで自ら取り組んだほどない業者さんの方が多いと思いますので、そちらを支援する公募事業を進めております。ちょっと締め切りが明日の 17 時でぎりぎりの紹介になってしまって大変恐縮なんですが、温室効果ガスの削減効果ですか資源循環効果の算出をですね、お手伝いする事業も候補としてやっておりますので、今予定だと多分延長しない予定ですので、ぜひですねご興味ある方は明日の 17 時までに申し込んでいただければなと。

最後にですね、これ判断基準を一部抜粋したものになりますけど、各廃棄物処分業者さん事業者さん地方公共団体さんがですね、自ら主体的に資源循環経済の移行について取り組んでいただくことが一番重要かと思いますので、取り組める内容からですね、1 歩ずつ進めていただけすると幸いです。

以上で説明終了したいと思いますありがとうございます。

ありがとうございました。

【質疑応答】

- （司会）では会場の皆様からご質問がありましたらお受けしたいと思いますので挙手をお願いいたします。

- （質問者 1）どうもすいません。

聞いててあんまり法律は詳しくないので。

もうちょっと事業者は事業をやろうと思ってみたいな。

例えば類型 1 だよね、さっき一廃産廃収集の許可とか施設のとかそういうのは全部ひっくるめるから一廃産廃関係ないみたいな話があったけど、例えば集めるときも関係ないのかとかね、あと廃棄するとき、そしたら事業者の二次マニアとかで産廃にするのかとか、そこ辺がまずは分からなかった。

それはなぜかって言ったら、この前ちょうどあるプラスチック系を集めようとしてね、事業所でも出る、一般の家庭でも出る両方一緒にたに集めるときや家庭用に、要はステーションみたいなところで集めをしたときには、そこに事業者も入れていいのかね。なんかそういう観点で、やっぱり資源だから一般も産廃も関係ないよねってそもそもそこに入れる時点でゴミじゃないからいいんだよ、俺言ったんだけど、そこをそういうところが 1 点目、あと 2 点目としてね 2 番目の類型 2 のところで、今回その太陽光パネルのガラス板ガラスになるものみたいな話があったんだけど、結構ねえ焼いて剥ぎ取るやつだったら板ガラスの原料になるぐらい綺麗なものが取れるような気もするはしてるんだけど。そしたら他の例えばホットナイフであったとしても、要は EVA とかがついているからそっからまた燃やすか剥離しなくちゃ駄目なのかとかね。

あと、そもそも剥ぎ取ってるタイプだと、必ず何かが混ざるような気がしてて、板ガラスになるって言ったら、昔聞いたら ppm オーダーじゃなくちゃ駄目、不純物を ppm オーダーで制御してくれみたいなことを言われたことがあるんですね、それで非常に難しいんじゃないかと思ってることと、あとは板ガラスそんなに飲み込んでもらえるのか、もしみんながやったとしてね、そこら辺についてその 2 点をお願いします。

- ・（環境省）ありがとうございます。

まず 1 点目ですね、類型 1 番の収集運搬等で産廃を合わせて処分する運搬する場合の話なんんですけど、そもそも環境省の基本スタンスとして、混ぜちゃいけないってのは基本的に言っていないはず。

廃掃法でもタスクフォースの通知とか確か昨年度出してて、数字の按分計算とかができるんであれば、混合の割合がぐちゃぐちゃでいいのか容器が置かれてるかってのはあると思うんですけど、同じ車両で運搬すること自体は、国は禁止していないっていうスタンスになっておりまして、一方で地方公共団体においては、今までの運用の歴史でそこを実質的に禁止してるとか、制限してるっていう側面がございます。

高度化法の運用においてはですね、その部分はちょっとどこまで緩和という言い方なのか、厳密に法律的に運用したから禁止してないのでいいのかってちょっといろいろな言い方あると思うんですけど、ちょっと今日一廃の業者さん産廃の業者さん両方いらっしゃるんで説明しづらいんですけど、なるべく事業として円滑に進むようなやり方ただ数字は必ず追わなくちゃいけないっていうところは、絶対緩和できないので、数字上の管理と、現場の管理がどれぐらいリンクできるかっていうところがございますけど、必ずしも絶対混ぜちゃいけないっていう考え方を取るつもりはないですね。

それは運搬についてはそうですし、排出については、オリジン説っていう考え方があって、一廃で生まれたものは最後まで一廃とか産廃で生まれたものは最後まで産廃っていう考え方あるかもしれないんですけど、あくまで高度化法は廃掃法ではないので、その部分をどこまで緩和するかは言い切れない部分もありますけど、柔軟な対応ができればなど、気持ちでは思ってますけどちょっとどこまでできるかは、すいません立場的に言えない。

- ・（質問者 1） おんなじ要はヤードとかね、場所で一廃でも産廃でももう持ってきた人みんな置いてくれたら全部リサイクル終了みたいな感じで集めてもいいのか、ただそうやって集めたらこのトレーサビリティを取るって言ったときにね、なんかその産廃でどういうものかっていうのがわかってるからトレーサビリティってとれるような気がしてて、そういう一般産廃ごちゃごちゃにしてきた、した場合どうしていく、いくっていうか、どんな計画を立てて持つていけば認めてもらえるの。

- ・（環境省） そこは多分、今具体的に答えない方が皆さんの方になると思うので、ちょっと逆にノーコメントの方がいいのかなと思ったんですけど、柔軟に対応させてもらう予定です。

2 番目の板ガラスの部分については、おっしゃっていただけると確かに現行の事業だと板ガラスの大部分事業っていうのはそんなにパターンがあるわけではないのかなと思います。

一方で今の動脈側のですね、考え方いろいろ変わってきてるなと思ってまして、動脈側があえて違いを許容して受けてくれるっていうか、今まで受けてなかつたような質でも受け始めているっていうのが、本当に今年の中での流れでも、新たに出てきてる部分がありまして、静脈側の処理技術もそうですし、動脈側がどれぐらい飲み込んでくれるかっていう今両方の側面で歩み寄っているような感じがしてますので、この1年2年だと認定しうる事業ってパターンそんな多くないかもしれないんですけど、この類型2番自体はですね手法自体は限定してませんので、既存のハンマーとかもですね、分別技術とかリサイクル技術が進展てきて、あわせて動脈業界が歩み寄ってくれれば、板ガラスへの供給量が結果としては今よりふやせるっていう可能性もあるかなと思ってるので、そういう事業が生まれてくれれば類型2番も、既存のハンマーについても申請することが可能なのかなと思います。

現行の技術と次第でちょっと今はもしかして難しいかもしれません。

- ・(司会)他にご質問ありましたら。
- ・(質問者2)もし参加者の方でご質問のある方がいたら優先してくださいね。 サーキュラーエコノミー推進分科会のアドバイザーって関根です。

今日はありがとうございますすごく勉強になりました。

1つだけさっきごめんなさい、確認させいただきたいんですけどこれを法律は新しい新法ということで、プラ新法の波線というか考え方を強化するための施策かなというふうに認識をしておりますが、プラ新法でも大臣認定の仕組みがあると思いますので、花王さんなんかもとらえてますけども、それとこの認定のちょっと共通点なんで違いがあるのかなと思いますのでそれをちょっと確認させていただきたいのと、あと広域認定もね、ありますので、広域認定もおそらく廃棄物の適正処理のほうに基づくものって、こちらは動静脈連携による資源の循環というのに重きを置いたものかなと思うので、その違いと最後に有価物の総合判断施設、こちらもあると思うんですけども、場合によっては物によってはもうPIRとかよくこう綺麗なものとか、もう価値化がすぐできるものってあれば有価で行けるし、ちょっとそうじゃないものはこちらを使ってっていう両方のオプションを使って、より広くもう取りこぼしのないようにやっていきたいということなのかなというのが1回目のその全部のその相関関係みたいのをちょっと教えていただきたいというのが1つの質問で。

もう1つは脱炭素の観点で、既存のものより減らすっていうふうに考えたときに、スタート地点ってちょっと小規模から割とスタートするケースが多いかなと思ってまして、いろんな大臣認定でも最初小規模で初めて、うまく回りだしたらこうちょっと規模拡大して変更申請をかけるとかっていうのも今回のやつはそういうこのステップバイステップみたいなのは想定にあるのかというこのすいません長くなりましたが2点教えてください。

- ・(環境省)ありがとうございます。

今1点目の質問いただきました既存で存在する他のスキームとの差についてはですねよく聞かれまして、今回手引きの中でそれの対照表みたいなやつを作らさせてもらったんですけど、今回特に高度化法類型1番がですね、他のプラ法と広域認定とかぶってる、ないしは重複してる側面が強そうではあるんですけど、大きな違いとしてはまず申請できる属性を限定していないってのがございます。

プラ法ですと、市町村しか申請できないとか、製造者しか申請できないとか、申請の属性を限定したり、広域認定だと逆にですね自分で作ったものしかない自分で売ったものしか回収できないみたいなやつがあるんですけど、高度化法においては、その部分をすべて撤廃してですね、申請者の属性は限定しないという側面がございます。

また廃棄物処理施設の許可を不要にするってのが一番でかいかなと思ってまして、今までのプラ法とか広域認定はその部分に踏み込めなかつた認定になつておりますし、結局、既存の業者さんに事務を代替してもらうっていうか、既存事業の組み合わせでしかしづらいという側面があつたんですけど、今回廃棄物処理施設の許可不要特例も織り込みましたので、もう本当に新規の制度 자체を創出できるような、そういう受け皿として活用できるかなと思っております。

有価性の判断についてはですね、この高度化法の制定で、廃棄物とか有価物の総合判断説自体をですね、直接メスを入れるつもりはないんですけど、逆に言うとこの高度化法で取り扱っていただければ、有価物か廃棄物か微妙なものも実態的に廃棄物としてみなして認定していただければトレーサビリティをとらなくちゃいけないとか新たな義務的な側面も発生しますけど、そういう今までグレーゾーンって言い方がどうなのか自治体のハードルって微妙に下がるって言い方はあるかと思いますけど、扱いが難しかつたものもですね、手間は増えてしまいますが、全部包括的に飲み込むことが可能にはなつてゐるかなと思っております。

2番目のスマールフェイスから始めた場合のものなんですが、今回ちょっと説明割愛させてしまつたんですけど変更の手続きも各認定で類型1番と2番まで想定しております、後から区域を拡大するってのはですね、むしろ全然ありかなと思っております。

例えば最初関東圏とか、特定の都道府県だけで始めて、だんだんこう東北圏に伸ばしていくとか、徐々に事業サイズアップしていくっていうのは全然ありますと思っておりまして、都度国の認定をもう1回審査を受けてもらうっていう部分はございますけど、徐々にですねスケール上げていくっていうのはむしろ我々としては歓迎してやるやうなやり方かなと思っております。

- ・（司会）ありがとうございます。

そうしましたらこの後に大迫先生の後にも質問時間を設けておりますので、一旦こちらの方で質問の方は、区切らせていただきます。

高橋様、本日ご説明ありがとうございました。